

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>非居住者の口座を開設するのは除かれる者に入れてはいけない。</p> <p>ある意味何でも権利が行き渡ることを危惧するからである。</p> <p>一緒に居住してる者での口座を開設なら、逆に除かれる者でいいと思う。</p>	<p>本件改正は、国内投資家が国内口座管理機関を通じて外国口座管理機関の決済プラットフォームを利用することを可能とするためのものです。</p> <p>そのため、外国口座管理機関を上位機関とする国内口座管理機関において口座開設が可能な投資家から非居住者及び外国法人を除くこととしております。</p>
2	<p>当該括弧書きにより今回の改正の対象から国債を除外しているが、国債を除外する理由は何か。</p> <p>本改正の元来の趣旨が、「国内投資家が国内機関を通じて外国機関の決済プラットフォームを利用することを可能とするため」であることに鑑みると、</p> <p>外貨DVP決済のみならず担保管理機能など外国機関の決済プラットフォームが提供する他の機能も国内投資家にとっては有益である。</p> <p>国債の担保利用は既に国内外の金融機関・投資家間で積極的に為されており、本改正の対象に国債を含めることでより幅広い国内投資家の利益に資することになる。</p> <p>その観点から国債も本改正の対象に含めるべきである。</p>	<p>本件改正は、外貨建国内債の発行の円滑化のために行うものです。</p> <p>現状、外貨建国内債の発行は予定されていないため、本件改正では日本銀行による国債の振替について対象とはしないこととしております。</p>
3	<p>今回、上位機関になれないものとして挙げられているのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者 <p>ということと理解していますが、今回の命令案を拝見しても、さっぱりわかりません。</p> <p>一般人にわかりやすい解説を必ずつけてください。</p> <p>おそらく、外国で処分を受けたような機関はダメということでしょうが、そんな規定では、ほとんどの外国企業が上位機関になれるということになります。</p> <p>このままでは、ますます、我が国の証券市場は外資の思うがままになってしまいます。</p> <p>本件に反対します。</p>	<p>外国口座管理機関が、外国口座管理機関の上位機関となる場合を除き、原則として上位機関となることを禁止されているのは従前のおりです。</p> <p>本件改正は、外国口座管理機関が一定の要件を満たす国内口座管理機関の上位機関となる場合に限り当該禁止を解除することにより、国内口座管理機関を通じて外国口座管理機関の決済プラットフォームを利用することを可能とするものです。</p>